

平成21年度人事行政の運営等の状況

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況(H21.4.1～H22.3.31)

区 分	競争試験		計
	男性	女性	
一般行政職	2	1	3
医 療 職	0	2	2
技能労務職	0	0	0
計	2	3	5

(2) 職員の退職状況(H21.4.1～H22.3.31)

	男性	女性	計
定年退職	2	0	2
勸奨退職	6	7	13
普通退職	2	2	4
分限免職	0	1	1
懲戒免職	0	0	0
失 職	0	0	0
死亡退職	1	0	1
計	11	10	21

(3) 所属別職員数の状況(4月1日現在)

区 分	職 員 数		
	平成21年	平成22年	計
所 属 名			
議会事務局	2	2	0
会 計 室	4	3	-1
自治振興課	9	8	-1
企画財政課	5	5	0
総 務 課	16	14	-2
税 務 課	8	7	-1
徴 収 課	6	5	-1
生涯教育課	5	8	3
福 祉 課	11	8	-3
健康推進課	12	11	-1
住民環境課	12	11	-1
建 設 課	12	10	-2
水 道 課	7	6	-1
保育教育園	21	17	-4
総合健康福祉センター	2	0	-2
総合体育館	3	0	-3
図 書 館	2	0	-2
総合調理センター	2	0	-2
国体推進課	2	4	2
羽島郡教育委員会	9	10	1
計	150	129	-21

2. 職員給与の状況

(1) 一人当たりの支給額(H21.4.1現在)

区 分	平均給料月額(単位:百円)
一般行政職	3,286
税 務 職	3,017
医 療 職	2,544
福 祉 職	2,842
企 業 職	3,295
技能労務職	3,223
教 育 職	3,886

(2) 初任給基準

区 分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	172,200	152,800	140,100
技能労務職	-	-	129,200
医 療 職		180,500	-

(3) 職員の給別職員の状況(H21.4.1現在)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	保健師	技能労務	計
職務内容	主事	主任	主査・係長	補佐	主幹・課長	課長・部長	～係長	～主任	
職員数	22	17	58	18	21	7	6	1	150
構成比	15%	11%	38%	12%	14%	5%	4%	1%	100%

(4) 職員手当の状況(H21.4.1現在)

区 分	支給の内容		
管理職手当	主幹以上の管理職員に対し支給 役職に応じ定額(31,700円～48,000円)		
扶養手当	配偶者13,200円/月 配偶者以外の扶養者1人につき6,500円/月 配偶者がいない場合扶養者1人目11,000円/月 特定扶養者(16歳から22歳)1人につき5,000円/月加算		
住居手当	住居を月額12,000円を超えて賃借している場合、27,000円以内 新築又は購入後5年以内2,500円支給		
通勤手当	公共交通機関等利用者は運賃相当額 限度額55,000円/月 自動車等利用者片道2km以上2,000円/月～24,500円/月		
時間外手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給 勤務日 午後10時～午前5時 当該職員の時間給×150/100 それ以外の時間 当該職員の時間給×125/100 週休日 午後10時～午前5時 当該職員の時間給×160/100 それ以外の時間 当該職員の時間給×135/100		
宿日直手当	1回につき4,200円		
	6月期	12月期	計
期末手当	1.25月分	1.5月分	2.75月分
勤勉手当	0.7月分	0.7月分	1.4月分

(5) 特別職報酬(単位千円)

町 長	750	期末手当 6月期 1.95月分 12月期 2.2月分 計 4.15月分
副町長	640	
教育長	565	
議 長	330	
副議長	270	
議 員	250	

3 職員の勤務時間その他勤務条件

(1) 職員勤務時間

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休息時間
40時間	8:30	17:30	45分	15分

(2) 職員の年次休暇

総付与日数	総使用日数	職員数	平均使用日数	取得率
2,975日	996日	150	6.6日	33.5%

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数(H21.4.1～H22.3.31)

	降任	免職	休職	降給
勤務実績がよくない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0
職に必要な適確性を欠く場合	0	1	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数(H21.4.1～H22.3.31)

	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	0	0	0	0
職務上の義務に違反した場合	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0

5 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条の規定により、「すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」とあります。このサービスの根本基準を忠実に実行するため、職員にはさまざまな義務が課せられています。特に信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限や争議行動等の禁止規定に違反したときは懲戒処分の対象になります。

6 職員の研修及び勤務成績評定の状況

(1) 研修機関における研修の状況(H21.4.1～H22.3.31)

研修機関	研修回数	参加者数
岐阜県市町村研修センター	39	83
岐阜地域広域市町村圏協議会	1	3
市町村アカデミー	2	2

(2) 勤務評定の状況(H21.4.1～H22.3.31)

回数	評定の時期	評価対象者数
2回	8月・2月	137

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況(H21.4.1～H22.3.31)

健康診断の種類	受診者数	対象者数	実施月
年代別健康診断	148	150	7月

(2) 公務災害補償制度の状況(H21.4.1～H22.3.31)

加入団体	災害件数
地方公務員災害補償基金	1

8 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(H21.4.1～H22.3.31)

継続件数	措置要求件数
0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況(H21.4.1～H22.3.31)

継続件数	不服申立件数
0	1